

自主防災会規約

幌西第3分区町内会

(名称)

第1条 この会は、幌西第3分区町内会自主防災会(以下「本会」という。)と称し、事務所を町内会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、防災計画に基づき、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達・初期消化・救出救護・避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄管理に関すること。
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、幌西第3分区町内会区域に居住する住民をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計 1名 ・班長 9名
2. 会長は町内会長とする。その他の役員は会長が委嘱する。
 3. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 4. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 5. 役員任期は、町内会役員任期に同調するものとする。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は会計事務を担当する。
- (4) 班長は町内会の部長とし、副会長を補佐する。

(班員)

第7条 班長のもとに班員を置き、班長を補佐する。班員は町内会の副部長及び町内会の班長とする。

(会議)

第8条 総会は年1回、役員会は必要に応じ、それぞれ会長が招集する。

(経費)

第9条 本会の運営に必要な経費は助成金、寄付金、その他をもって充てる。

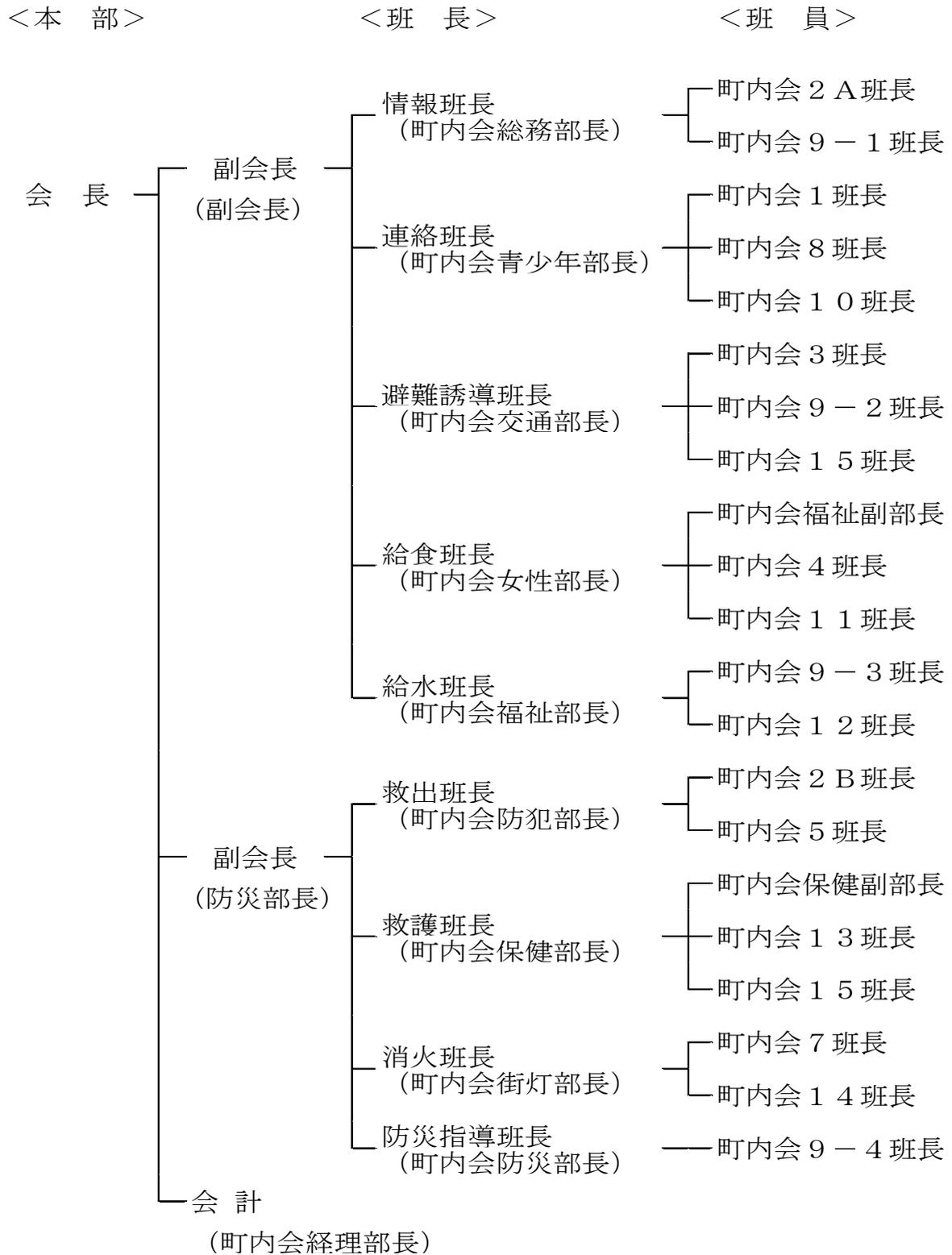
(防災組織・防災計画)

第10条 本会の防災組織は、別紙1のとおりとする。防災計画は、別途定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則 本規約は、平成19年4月1日から施行する。



※災害時の役割は [別紙 2] のとおり

災害時の役割

幌西第3分区町内会

区分	災害時の役割	平常時の役割
本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害活動の指揮 ○活動班との調整 ○防災機関への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災関係機関との連絡・調整 ○任務分担・連絡網の作成
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害・被害状況の把握 ○安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所の把握 ○避難先の把握
連絡班		
救出班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出・応急手当 ○医療機関等への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災資機材の点検 ○救急講習の受講
救護班		
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路の安全確保 ○住民の避難誘導 ○避難場所等における混乱防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所の周知 ○要介護者の把握
給食班	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の確保・炊き出し ○救援物資の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○給水場所の把握
給水班		
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火の指揮 ○出火防止の呼びかけ ○救出救護班と合併 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の計画実施 ○安全点検の指導
防災指導班		